

# 聴覚障害を有する年少女子の死亡逸失利益を全労働者平均賃金を基礎収入として算定した事例

中央大学助教

大足知広 Tomohiro Oashi

大阪高裁令和7年1月20日判決

【破棄自判（確定）】

令和5年（ネ）第619号

判時2624号43頁



## I 事案の概要

Aは、先天性両側感音難聴による聴力障害を有する11歳の女子であり、歩行中に、Y<sub>1</sub>に使用されていたY<sub>2</sub>の運転する自動車に撥ねられ、死亡した。Aの父母であるX<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>並びにAの兄であるX<sub>3</sub>は、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>に対し本件事故によりA及びX<sub>3</sub>に生じた損害の賠償を求めて提訴した。以下、本件の争点の内専らAの死亡逸失利益を検討の対象とする<sup>1</sup>。

原審（大阪地判令和5年2月27日判時2572号71頁）は、賃金センサスにおける全労働者平均賃金の85%を基礎収入として逸失利益を算定した。X<sub>3</sub>らが控訴。



## II 本判決

本判決は原判決を取り消し、以下のように判断して全労働者平均賃金の100%を基礎収入と

してAの逸失利益を算定した。

「未成年者の逸失利益を認定するに当たって全労働者平均賃金を用いる際には、一般に当該未成年者の諸々の能力の高低を個別的に問うことなくその数値を用いているのが通例であるから、「あえて全労働者平均賃金を増額又は減額して用いることが許容されるのは、損害の公平な分担の理念に照らして、全労働者平均賃金を基礎収入として認めることにつき顕著な妨げとなる事由が存在する場合に限られるというべきである」。（判旨①）

本件では、上記顕著な妨げとなる事由はなく、「Aは、就労可能年齢に達した時点において、生来の聴覚障害を自分自身及び職場（社会）全体で調整し、対応することができると合理的に予測できるから」、「健聴者と比べて、基礎収入を当然に減額すべき程度に労働能力の制限があるということはできない」。

なお、本判決がAの就労能力をどのように認定したかという点も重要であるが、紙幅の都合上、IIIで一部に言及するにとどめ、詳細は別稿で論じたい。

<sup>1</sup> なお筆者は、早稲田大学法学部在学時の2012年12月4日、法学部内サークルである民法研究会で本報告と共に通するテーマを取り扱っている（早稲田大学法学会第58回学生模擬裁判：「『障害』と未来の値段～ある中学校で失われた命～」）。当該模擬裁判で用いた各種資料は当日配布のパンフレットにのみ掲載されたが、判決文のみ早稲田大学法学会誌63巻2号（2013年）430頁以下に掲載されている。当該活動を通じて様々な知見を得た。また2025年7月26日に中央大学法学部で行われた本研究会でも貴重なご意見を頂いた。本稿ではこうした知見も下敷きとなっているが、もとより本稿の内容は筆者の個人的な見解である。